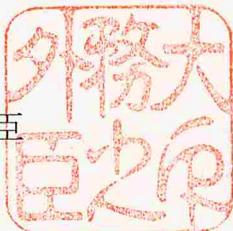


情報公開第02182号  
令和 3年 1月 26日

中山 理司 様

外務大臣



## 行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

### 記

#### 1 開示を求められた行政文書の名称等

外務省が、国連の恣意的拘禁作業部会に提出した、カルロス・ゴーン被告人に対する措置は「恣意的拘禁」に当たらないとする説明資料（令和2年11月20日付の異議申立書を含むが、これに限らない。）

#### 2 開示請求番号 2020-00527

#### 3 開示請求受付日 令和 2年11月27日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に外務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所または大阪地方裁判所

[備考]

以上

開示請求番号：2020-00527

開示請求対象行政文書一覧表

【1 / 1頁】 (別紙)

1	行政文書の名称等：回答書
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項：5条3号, 5条6号
	決定理由：理由1のとおり

2	行政文書の名称等：申立書
	決定区分：不開示
	決定に係る該当条項：5条3号, 5条6号
	決定理由：理由1のとおり

## 不開示理由一覧

【1 / 1頁】

開示請求番号：2020-00527			不開示 条項
理由番号	不開示とした部分	不開示とした理由	
1	文書1、2	公にしないことを前提とした恣意的拘禁作業部会との協議の内容に関する文書であって、公にすることにより、国際機関等との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としました。	3号、 6号

・外務省大臣官房総務課 公文書監理室  
〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号  
電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067